

平成 21 年 10 月 22 日より、 3G 陸上移動局等のアンテナ追加時 認証番号の**同番発行を開始**します。

平成 21 年 10 月 19 日付総務省告示第 494 号により、認証時の同番発行が可能となりました。この法令変更に伴い、弊社では平成 21 年 10 月 22 日受け付け分より認証番号の同番発行を開始いたします。なお、同番発行には下記の条件があります。

同番発行可能なカテゴリ及び認証条件等

== 同番発行可能な 22 カテゴリ(従来からの 4 カテゴリを含む) ==

証明規則第 2 条第 1 項第 11 号 (省令記号等 XZA)

CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)

証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 3 (省令記号等 XYA)

W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)

証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 4 (省令記号等 ZYA)

CDMA2000 方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)

証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 7 (省令記号等 MWA)

W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)

証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 8 (省令記号等 NXA)

CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)

証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 11 (省令記号等 OWA)

TD-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)

証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 12 (省令記号等 PWA)

TD-SCDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局

証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 15 (省令記号等 DUA)

TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)携帯無線通信用陸上移動局

証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 17 (省令記号等 FUA)

TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)携帯無線通信用陸上移動局

- 証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 19 (省令記号等 HUA)
SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用陸上移動局
- 証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 21 (省令記号等 JUA)
SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用陸上移動局
- 証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 23 (省令記号等 LUA)
OFDMA(FDD 方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用陸上移動局
- 証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 25 (省令記号等 NUA)
OFDMA(モバイル WiMAX)方式携帯無線通信用陸上移動局
- 証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 26 (省令記号等 OUA)
OFDMA(TDD 方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用陸上移動局
- 証明規則第 2 条第 1 項第 19 号 (省令記号等 WWA)
2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム
- 証明規則第 2 条第 1 項第 19 号の 2 (省令記号等 GZA)
2.4GHz 帯小電力データ通信システム
- 証明規則第 2 条第 1 項第 19 号の 3 (省令記号等 XWA)
5GHz 帯小電力データ通信システム
- 証明規則第 2 条第 1 項第 19 号の 3 の 2 (省令記号等 YWA)
5GHz 帯屋外型小電力データ通信システム
- 証明規則第 2 条第 1 項第 51 号 (省令記号等 IVA)
2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用陸上移動局(直交周波数分割多元接続方式、送信パ
ーセント長 5 ミリ秒)WiMAX 用
- 証明規則第 2 条第 1 項第 52 号 (省令記号等 JVA)
2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用陸上移動局(直交周波数分割多元接続方式、送信パ
ーセント長 911.46 マイクロ秒)MBTDD-W 用
- 証明規則第 2 条第 1 項第 54 号 (省令記号等 LVA)
2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用陸上移動局(時分割・直交周波数分割多元接続方式)
次世代 PHS 用
- 証明規則第 2 条第 1 項第 56 号 (省令記号等 NVA)
2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用陸上移動局(時分割・周波数分割多元接続方式)
MBTDD 625k 用

== 認証条件 ==

空中線の型式、構成又は利得のみを変更する申し込みに対してのみ適用(工事設計認証のみ)

== 同番発行に関する考え方 ==

当初に工事設計認証を受けた機器(A)と、新たに工事設計認証を受けて同一の認証番号が付与された機器(B)は、認証番号が同一であっても、認証上はそれぞれ異なるものとして明確に区別されます。

したがって、検査記録や工事設計認証の申請資料等を機器(A)と機器(B)で区別して、適切に保存・管理していただく必要があります。

また、今回の改正は「アンテナ追加申請が不要に」の趣旨ではございません。

既に認証を取得した無線設備に、新たに組み合わせを行うアンテナが発生した場合は、従来どおり、アンテナ追加申請を必ず行ってください。

申請を怠り、無線設備とその工事設計に含まれないアンテナが組み合わせされた場合、認証取扱事業者の「工事設計合致義務違反」、又は利用者様の「違法改造」のいずれかに該当いたします。

弊社では、お客様に上記の条件等を良くご理解いただいた上で、認証させていただきますのであらかじめご了承ください。

本件に関する詳細は営業担当までお問い合わせください。